

2013年4月23日

原子力発電環境整備機構
理事長 山路 亨 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 加藤 一郎

答 申 書

2013年4月19日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2013年度諮問第1号（「2013年4月4日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求に係る機構資料について、個人情報、法人等情報、審議、検討又は協議に関する情報を非公開とすることは妥当と認められる。

また、2012年度諮問第3号の諮問に対する答申（2012年2月20日付）に基づく「2011年度以降の委託先の名称」「再委託先の名称」の公開については、同一の資料であるため、今回も同様に取扱うことが妥当と判断した。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

2007～12年度で実施されたワークショップ（草の根活動）の契約に係る次の資料

- [1] 企画競争または入札に係る公告
- [2] 企画競争説明書または入札説明書
- [3] 仕様書
- [4] 入札に参加した全事業者から提出を受けた企画書
 - a. 事業を委託したA社から提出を受けた企画書
 - b. 事業を委託したB社から提出を受けた企画書
 - c. 委託先以外の事業者から提出を受けた企画書
- [5] 入札に参加した全事業者から提出を受けた見積書または入札書
 - a. 事業を委託したA社から提出を受けた入札書
 - b. 事業を委託したB社から提出を受けた見積書
 - c. 委託先以外の事業者から提出を受けた見積書
- [6] 入札に参加した全事業者の評価がわかる資料

[7]落札結果がわかる資料

[8]契約書

[9]検査調書

2.上記公開請求に対する機構の説明

[1]企画競争または入札に係る公告、[2]企画競争説明書または入札説明書については公開する。但し2007年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため、また2011年度は随意契約であるため存在しない。

[3]仕様書については公開する。但し2007年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため存在しない。

[4]入札に参加した全事業者から提出を受けた企画書

a. 事業を委託したA社から提出を受けた企画書については、

○情報公開規程（以下「規程」という）別表第2「1. 個人情報」に該当する役職、氏名、印影及び写真により特定の個人が識別される情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。ただし公開することが慣行として確立しているものを除く。）

○規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する法人の印影、事業実施に係るノウハウに該当する情報

○第三者意見を踏まえ企画書に掲載した新聞広告および採録の広告特集およびA社が受託している他社の事業に関する情報

を非公開とし、その他は公開する。

b. 事業を委託したB社から提出を受けた企画書については、

○規程別表第2「1. 個人情報」に該当する情報

○規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報

○第三者意見を踏まえ企画書に掲載した類似事業実績の情報

○第三者意見を踏まえ2010年度以前の委託先の名称

を非公開とし、その他は公開する。但し2007、2008年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため存在しない。

本機構資料については、2012年度諮問第3号で諮問した資料と同一であるため、答申（2012年2月20日付）に基づき「2011年度以降の委託先の名称」「再委託先の名称」の公開について同様に取扱うこととした。

c. 委託先以外の事業者から提出を受けた企画書は、2007、2009、2012年度は1社入札、2011年度は随意契約であるため。また2008、2010年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため存在しない。

[5]入札に参加した全事業者から提出を受けた見積書または入札書

- a. 事業を委託したA社から提出を受けた入札書については、
- 規程別表第2「1. 個人情報」に該当する情報
 - 規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報を非公開とし、その他は公開する。
- b. 事業を委託したB社から提出を受けた見積書については、
- 規程別表第2「1. 個人情報」に該当する情報
 - 規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報
 - 第三者意見を踏まえ2010年度以前の委託先の名称を非公開とし、その他は公開する。但し2007年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため存在しない。
- c. 委託先以外の事業者から提出を受けた見積書については、
- 規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため非公開とするが、見積書が封入されている封筒の写しについて、規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報を除き公開する。但し、2007、2009、2012年度は1社入札、2011年度は随意契約であるため当該資料は存在しない。
- なお、当該資料を上記のとおり取扱うことについて、関係する第三者に意見照会を行った結果、支障がない旨意見が示されている。

[6]入札に参加した全事業者の評価がわかる資料については、

- 規程別表第2「1. 個人情報」に該当する情報
 - 規程別表第2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する評価者別、評価項目別の点数
- を非公開とし、その他は公開する。但し2007～2010年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため。また2011年度は随意契約であるため当該資料は存在しない。

[7]落札結果がわかる資料については、

- 上記[4]b. に記載と同様の理由により2010年度以前の委託先の名称を非公開とし、その他は公開する。但し2007年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されているため。また2011年度は随意契約であるため当該資料は存在しない。

[8]契約書については、

- 規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報

○上記[4]b. に記載と同様の理由により 2010 年度以前の委託先の名称を非公開とし、その他は公開する。但し 2007 年度の当該資料のうち、契約の履行期限を 2008 年 9 月 30 日から 2009 年 3 月 31 日に変更する契約書については、入念に探索したが存在が確認できなかった。なお、当該資料を上記のとおり取扱うことについて、関係する第三者に意見照会を行った結果、支障がない旨意見が示されている。

[9]検査調書については、

○規程別表第 2「2. 法人等情報」に該当する情報

○上記[4]b. に記載と同様の理由により 2010 年度以前の委託先の名称を非公開とし、その他は公開する。

3.当委員会の判断

[1]企画競争または入札に係る公告、[2]企画競争説明書または入札説明書について、2007 年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されていること、また、2011 年度は随意契約であることから、当該資料は存在しないことが認められる。

[3]仕様書について、2007 年度の当該資料は保管期間が満了していることから、当該資料は存在しないことが認められる。

[4]入札に参加した全事業者から提出を受けた企画書

a. 事業を委託した A 社から提出を受けた企画書には、規程別表第 2「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。

b. 事業を委託した B 社から提出を受けた企画書には、規程別表第 2「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。

2012 年度諮問第 3 号の諮問に対する答申（2012 年 2 月 20 日付）に基づく「2011 年度以降の委託先の名称」「再委託先の名称」の公開については、同一の資料であるため、今回も同様に公開することが妥当と判断した。

また、2007、2008 年度の当該資料については保管期間が満了していることから、当該資料は存在しないことが認められる。

c. 委託先以外の事業者から提出を受けた企画書については、2007、2009、2012 年度は 1 者入札、2011 年度は随意契約であること、また、2008、2010 年度の当該資料は保管期間が満了していることから、当該資料は存在しないことが認められる。

[5]入札に参加した全事業者から提出を受けた見積書または入札書

a. 事業を委託したA社から提出を受けた入札書については、規程別表第2「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。

b. 事業を委託したB社から提出を受けた見積書については、規程別表第2「1. 個人情報」「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。また、「2011年度以降の委託先の名称」を公開することは[4]b.と同様に妥当である。

さらに、2007年度の当該資料については保管期間が満了していることから、当該資料は存在しないことが認められる。

c. 委託先以外の事業者から提出を受けた見積書については、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため非公開としたのは妥当である。

なお、2008、2010年度の見積書について、内規に基づき密封のまま保管されていることから、見積書が封入されている封筒について、規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報を除き公開することは妥当である。

2007、2009、2012年度は1者入札、2011年度は随意契約であることから、当該資料は存在しないことが認められる。

[6]入札に参加した全事業者の評価がわかる資料については、規程別表第2「1. 個人情報」「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。

また、2007～2010年度の当該資料は保管期間が満了しており既に破棄されていること、2011年度は随意契約であることから、当該資料は存在しないことが認められる。

[7]落札結果がわかる資料について、「2011年度以降の委託先の名称」を公開することは[4]b.と同様に妥当である。

また、2007年度の当該資料は保管期間が満了していること、2011年度は随意契約であることから、当該資料は存在しないことが認められる。

[8]契約書については、規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。また、「2011年度以降の委託先の名称」を公開することは[4]b.と同様に妥当である。

さらに、2007年度の当該資料のうち契約の履行期限を2008年9月30日から2009年3月31日に変更する契約書については、本来適切に保管されるべきも

のであるが、機構の探索の結果、存在しないことが認められる。

[9]検査調書については、規程別表第2「2. 法人等情報」に該当する情報が記載されていることから、該当する部分を非公開とすることは妥当である。また、「2011年度以降の委託先の名称」を公開することは[4]b.と同様に妥当である。

第3 審議の経緯

- (1)2013年4月19日 情報公開審査委員会に諮問
- (2)2013年4月23日 第23回情報公開審査委員会で審議
- (3)2013年4月23日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会
委員長代理（座長） 加藤 一郎
委員長 伊東 健次
委員 佐藤 貴夫